

北ノ沢第三町内会

## 入会届（賛助会員）

北ノ沢第三町内会

会長 鎌田 光子 様

私は、北ノ沢第三町内会への入会を希望いたします。

町内会会則ならびに関連諸規則を遵守いたします。

|            |          |      |               |  |
|------------|----------|------|---------------|--|
| 年月日        | 令和 年 月 日 | 利用目的 | 事務所・倉庫・その他（ ） |  |
| フリガナ<br>名称 |          |      | 業 種           |  |
|            |          |      | 営業内容          |  |
| 郵便番号<br>住所 |          |      |               |  |
| 担当者        | 役 職      |      | 電話番号          |  |
|            | 氏 名      |      | FAX番号         |  |
|            | e-mail   |      |               |  |

緊急連絡先（本社などがある場合は、以下の欄にも記載願います。）

|            |        |  |       |  |
|------------|--------|--|-------|--|
| フリガナ<br>名称 |        |  | 業 種   |  |
|            |        |  | 営業内容  |  |
| 郵便番号<br>住所 |        |  |       |  |
| 責任者        | 役 職    |  | 電話番号  |  |
|            | 氏 名    |  | FAX番号 |  |
|            | e-mail |  |       |  |

上記入会届が提出されましたので、お届けいたします。

令和 年 月 日

班

班長

---

北ノ沢第三町内会

## 退会届（賛助会員）

北ノ沢第三町内会

会長 鎌田 光子 様

私は、北ノ沢第三町内会を退会するので、お届けいたします。

|             |          |      |               |  |
|-------------|----------|------|---------------|--|
| 年月日         | 令和 年 月 日 | 利用目的 | 事務所・倉庫・その他（ ） |  |
| フリガナ<br>名称  |          |      | 業 種<br>営業内容   |  |
| 郵便番号<br>住 所 |          |      |               |  |
| 担当者         | 役 職      |      | 電話番号          |  |
|             | 氏 名      |      | FAX番号         |  |
|             | e-mail   |      |               |  |

緊急連絡先（本社などがある場合は、以下の欄にも記載願います。）

|             |        |  |             |  |
|-------------|--------|--|-------------|--|
| フリガナ<br>名称  |        |  | 業 種<br>営業内容 |  |
| 郵便番号<br>住 所 |        |  |             |  |
| 責任者         | 役 職    |  | 電話番号        |  |
|             | 氏 名    |  | FAX番号       |  |
|             | e-mail |  |             |  |

上記退会届が提出されましたので、お届けいたします。

令和 年 月 日

班 班長

---

# 賛助会員会費領収証・班長通知書

班  
様

金 円

ただし、令和 年度町内会費（ 口）として  
令和 年 月 日 上記正に領収いたしました。

住所（会館） 札幌市南区北ノ沢1819番地2246  
北ノ沢第三町内会 会長 鎌田 光子 ㊞

令和 年度、 班長ならびに連絡先を御報せいたします。

|        |  |
|--------|--|
| 班名     |  |
| 班長名    |  |
| 住所     |  |
| 電話番号   |  |
| FAX番号  |  |
| e-mail |  |

（関係諸規定など）

- 会則
- 町内会組織図
- （仮称）賛助会員に関する事務取扱規定（案）
- 個人情報取扱い規定
- 会館管理運営規則（会館使用料金）
- 館内掲示板の使用に関する取扱い規定
- 町内会館の避難所開設に係る運用について
- 災害時における避難所開設に関する覚書

## 賛助会員に関する事務取扱い要領

2024.4 制定

### (入会資格)

第1条 当会への入会は会則第3条「入会届」を提出し、入会を認められたものとする。

### (参加資格ならびに活動範囲など)

第2条 賛助会員の参加資格ならびに活動範囲は次のとおりとする。

- (1) 町内会執行役員には就任できない。
- (2) 「慶弔規程」の適用は行わない。
- (3) 参加事業は次に掲げる衛生環境ならびに防災を基本とする。
  - ア.衛生部：町内清掃活動
  - イ.環境整備部：北ノ沢山手線歩道の草刈り
  - ウ.防犯防火部：防災資機材点検、子ども110番の家登録、防災講座
  - エ.その他町内会が参加を認める事業

### (会費)

第2条 会費は4月1日から翌年3月31日までを会期とし、年間1口（1口5,000円/年）以上とする。

- 2 会期中での入退会の場合でも、会費の月割りは行わない。
- 3 会期の途中で退会された場合でも、納入された会費の返却はしない。

### (個人情報の取り扱い)

第4条 個人情報の取扱いは、北ノ沢第三町内会「個人情報取扱規定」に従うものとする。

### (回覧板の回覧)

第5条 回覧板の閲覧は、原則当会ホームページの閲覧によるものとし、印刷物の回覧は行わない。

### (ゴミステーションの利用)

第6条 近隣ゴミステーションを利用する場合は、当該地区のゴミステーション管理グループの定めにしたがうものとする。

### (除排雪)

第7条 周辺道路の除排雪は、当該地区の「除雪委員会」などの定めに従うものとする。ただし、自ら除排雪を行う場合はこのかぎりではない。

(その他)

第8条 この規定に定めのないものについては、その都度協議する。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、執行役員会で行う。

附則

1 本規定は、令和6年4月1日から施行する。